

お知らせ

就学援助制度について

松前町では、町立の小・中学校及び県立中学校に通学するお子さんをお持ちのご家庭で、経済的な理由で教育費に困っておられる保護者について、学用品費・修学旅行費・給食費などの一部を助成しています。受給を希望される保護者の方は、次の事項に注意して、お子さんの通う学校へご相談のうえ、手続きをしてください。

1 就学援助の対象者

- 生活保護が廃止となった方
- 児童扶養手当を受けている方(児童手当とは異なります)
- その他、経済的に児童生徒を就学させることが困難な方

2 交付申請時期など

- 申請時期 (年度当初の認定の場合)
- 毎年1月から3月上旬(新)
- 小学1年生は4月上旬まで

- 申請先
- お子さんの通学している学校

- 申請用紙

- ① 就学援助希望申請書、② 課税証明書(役場税務課で

発行)、③その他の証明書(児童扶養手当受給証、町民税非課税・減免、国民健康保険料掛金減免など)

3 その他(追加認定の場合)

認定は、随時受け付けしています。年度途中の認定となりますので、支給されないものもあります。詳しくは、お子さんの通う学校又は松前町教育委員会へお問い合わせください。

問い合わせ

教育委員会

学校教育課総務係

☎985-4134

FAX 985-4149

ボランティア活動に参加してみませんか?

昨年の7月から9月まで開催した「サマーボランティア・キャンペーン2006」に続いて、「ウインターボランティア・キャンペーン2006」[12月1日(金)～1月31日(水)]を実施中です。

【愛媛ボランティアネット <http://nv.pref.ehime.jp>] に詳しい情報が掲載されていますので、興味がある方は、ぜひご覧ください。

問い合わせ 松前町ボランティアセンター ☎985-3200
愛媛県県民活動推進課 ☎912-2305

金婚者のお祝いについて

松前町では、金婚式を迎えられるご夫婦へのお祝いを、毎年4月に行われる各校区の老人クラブ総会にあわせて行っています。

結婚50周年を迎えられるご夫婦は、各校区の老人クラブ会長又は介護保険課健康生きがい係まで申出をお願いします。

◎ 該当者は、町内在住で結婚50年目のご夫婦です。

(昭和32年中にご結婚されたご夫婦)

問い合わせ

松前校区会長 合田則康

☎984-2236

北伊予校区会長 松田 修

☎985-0061

岡田校区会長 茂川俊一

☎984-2522

役場介護保険課健康生きがい係

☎985-4115



第28回松前町公民館研究大会 平成18年度松前町生涯学習推進大会

自ら学んでいきいき人生

共に学んで誇れる町を

日時 2月4日(日)

受付 12時30分 開会 13時

場所 松前総合文化センター 広域学習ホール

主な内容

○ シンポジウム

「力いっぱい仕事に励み、活力のある町づくりに向けて」

○ 記念講演

講師 家田 莊子さん(作家)

屈指した少女時代、進学高校での女優活動を経て作家に。出版した著作は100点以上にもおよび、ノンフィクション「極道の妻たち」シリーズはあまりにも有名である。

社会的弱者や女性に目を向け、必ず現場で生の声を聞く取材を20年以上重ね、講演では、常に弱者の立場に立つて発言し続けている。

演題 「生きるとは」

時間 15時～16時20分

その他 手話・要約筆記が
つきます。

問い合わせ

中央公民館

☎985-4135

